

地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

原 鐵 運 送 株 式 會 社 定 款



第壹章 總 則

第 壹 條

當會社ハ原鐵運送株式會社ト稱シ英文ニテハ JAPAN EXPRESS LIMITED ト稱ス

第 貳 條

當會社ハ本店ヲ東京市ニ置キ必要ニ應シ便宜ノ地ニ支店出張所ヲ設クルコトヲ得

第 參 條

當會社ハ各地ニ代理店、取引店、加盟店ヲ置ク

第 四 條

當會社營業ノ目的ハ左ノ如シ

- 一、海陸貨物運送並運送取扱
 - 一、稅關貨物取扱
 - 一、運送貨物ノ立替金及前貨金
 - 一、倉庫業
 - 一、自動車貨物運送
 - 一、自動車附屬品及油類販賣
 - 一、自動車乗客運輸
- 本業ニ必要又ハ便利ノ事業ハ當會社ノ附帶事業トシテ之ヲ施行スルコトヲ得又本業若クハ附帶事業遂行上便宜ナリト認ムルトキハ其事業ヲ他ト共同シテ之ヲ營ミ又ハ之

第拾八條

株券ヲ新タニ交付スルトキハ手数料トシテ株券一枚ニ付
金五十錢名義書換ノ手数料ハ株券一枚ニ付金二十錢ヲ徴
收ス
當會社ハ定時株主總會前公告ヲ爲シ一ヶ月ヲ超ヘザル期
間株式名義ノ書換ヲ停止スルコトヲ得

第拾九條

當會社ハ定時株主總會前公告ヲ爲シ一ヶ月ヲ超ヘザル期間株式名義ノ書換ヲ停止スルコトヲ得

第三章 株主

第二拾條

株主ハ一株毎ニ一個ノ議決權ヲ有ス
株主ニシテ委任狀ニ依リ議決權ヲ行ハントスルトキハ役

株主ハ其族籍住所並ニ印鑑ヲ當會社ニ届ケ置クヘシ其轉

株主ニシテ無能力者ナルトキハ親權者後見人又ハ補佐人

1

外國ニ居住スル株主ハ日本國內ニ於テ通知ヲ受タヘキ場

所ヲ定メ當會社ニ雇ケ置クヘシ

第四章 株主總會

第二拾四條

總會ニ於テハ招集狀記載ノ事項ヲ議決スルノ外他議ニ涉

第一冊

總會ノ議事ハ出席主ノ計法有
ス可同敷ナルトキハ議長ノ裁決ニ依ルモノトス

議長及出席株主貳名署名捺印シ

第二十八條

會館二條在

當會社ニ左ノ役員ヲ置ク

第五章 役員

第二拾九條

一、取締役
拾名以內

取締役ハ株式二百株以上ヲ所有シ監査役ハ株式五十株以上ヲ所有ス

第三十

取締役ノ互選ヲ以テ社長一名ヲ選任シ専務取締役行常務

第三十一

社長ハ會社ヲ代表シ全般ノ業務ヲ統轄シ專務取締役ノ常務取締役

受ハ常務ヲ處理ス

SEP 11 1941

且其任期ノ滿了カ營業年度中途ナルトキハ其年度ノ定

第三拾三條

第三拾四條

第三拾五條

第三拾六條

第三拾七條
第三拾八條

第三拾九條

株主總會ノ終結迄之ヲ伸長ス
取締役又ハ監查役カ補缺ニ選任セラレタルトキハ其任期
ハ前任者ノ殘任期間トス
取締役ハ就任中其所有株二百株ヲ監查役ニ供託スヘシ之
カ預リ證ハ其融通ヲ禁ス
取締役會ノ決議ニ因リ相談役及評議員ヲ囑託スルコトヲ
得
役員ノ受タヘキ報酬ハ年額金三萬圓以內トス

第六章 計算

當會社ノ決算期ハ毎年五月トス
取締役ハ決算期毎ニ損益計算書、財産目錄、貸借對照表
營業報告書及ヒ利益配當ニ關スル議案ヲ作成シ監查役ノ
意見ヲ添ヘ定時總會ニ提出シ承認ヲ經ヘシ
決算ハ每期ノ總收入ヨリ諸經費諸支拂利子及ヒ損金ヲ控
除シタルモノヲ利益金トシ左ノ順序ニヨリ配當案ヲ定ム
一 法定積立金 (百分ノ五以上)
一 準備積立金 (百分ノ十以內)
一 役員賞與金
一 株主配當金

第四拾一條

當會社ノ利益分配金ハ毎決算末日現在ノ株主ニ配當ス
利益ノ配當金ハ株主總會決議ノ日ヨリ三ケ年ヲ經過スル
モ請求ナキトキハ其請求權ヲ拋棄シタルモノト見做シ當
會社ニ收得スヘシ

附則

第四拾二條
第四拾三條

本定疑ニ明文ナキ事項ハ總テ法律命令ノ定ムル所ニ依ル
本會社ノ負擔ニ歸スヘキ創立費ハ金一萬五千圓以內トス

